

連結上の未実現利益に関する一考察

小 阪 敬 志

I はじめに

2017年7月、企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」が公表され、わが国の財務報告制度においてもIFRS15「顧客との契約から生じる収益」と同様の収益認識を行うことが提案された。日本基準では長らく実現主義と呼ばれる考え方に基づく収益認識が行われてきた⁽¹⁾が、売上などの収益については新たな会計基準による認識がなされることとなる。他方、連結財務諸表の作成手続においては、連結会社間で行われた棚卸資産売買から生じた未実現利益を消去することとされている⁽²⁾。これは、個別上は実現したものとして認識された売上収益が、企業集団を報告単位と見た場合には内部で生じた未実現の利益（いわゆる内部利益）であると考えられることから要請される手続きと理解されている。しかし、新たな会計基準によって実現主義とは異なる収益認識基準が採用されるのであれば、連結上の内部利益の消去についても新たな基準の下で消去手続きが検討されなければならない。

本稿では以上のような問題意識を前提に、現行の日本基準における未実現利益の消去手続きを整理しつつ、企業会計基準公開草案第61号が確定基準となった場合に生じうる影響について考察することとした。

II 連結上の未実現利益の消去方法

1. ダウン・ストリーム取引

親会社から子会社に向けて行われた棚卸資産販売（いわゆるダウン・ストリーム取引）では、親会社の損益計算書には販売による利益が計上され、子会社が他者に販売しなければ、その貸借対照表に親会社が付加した利益を含んだ棚卸資産が計上される。この時親会社が付加した利益が、連結財務諸表上は企業集団の内部で行われた取引から生じた未実現の利益であると捉えられ、消去されることになる。ただし、親会社が付加した利益の全額を未実現であるとする考え方もあれば、一部を未実現とする考え方もあり、この点は見解が分かれるところでもある（詳細は後述）。未実現利益の消去のための仕訳は、売上高と仕入高の相殺消去仕訳（【図表1】①）と、（子会社が未販売の場合には）期末棚卸資産に含まれる未実現利益の消去仕訳（【図表1】②）の2つからなる。

【図表1】 連結上の未実現利益消去と非支配株主持分への負担仕訳

①	(借)	売	上	×××	(貸)	売	上	原	価	×××
②	(借)	売	上	原	価	×××	(貸)	棚	卸	資
										産
										×××
③	(借)	非支配株主持分		×××	(貸)	非支配株主に帰属する				×××
		当期変動額				当期純利益				

（出所：筆者作成）

親会社の損益計算書に計上されている未実現利益は、【図表1】①のように親子会社間の売上高と仕入高を相殺消去することで消去される。他方、【図表1】②の借方の売上原価は、子会社の損益計算書における売上原価の計算過程で控除される期末棚卸高に含まれる未実現利益部分を消去するもので、貸方の棚卸資産は子会社の貸借対照表に計上されている棚卸資産に含まれる未実現利益を消去するためのものである。

2. アップ・ストリーム取引

ダウン・ストリーム取引とは逆に、子会社から親会社に向けて行わ

れた棚卸資産販売（いわゆるアップ・ストリーム取引）では、販売による利益が子会社の損益計算書に計上され、親会社の貸借対照表に子会社が付加した利益を含んだ棚卸資産が計上されることとなる。この時子会社が付加した利益が未実現の利益であると考えられる点はダウン・ストリーム取引の場合と同じで、やはり子会社が付加した利益の全額を未実現であるとするのか、一部を未実現とするのかで見解が分かれる。特に、子会社に親会社以外の非支配株主が存在する場合には、未実現利益に非支配株主持分比率を乗じて得られる金額については、連結上の利益の範囲と関連してその実現性が論点となる。未実現利益消去の影響を非支配株主の持分に負担させる場合には、【図表1】の①および②に加え、③にあるような仕訳が必要となる⁽³⁾。借方は子会社が計上した販売利益の一部が消去されることに伴い、子会社の利益剰余金が減少することから、それに対する非支配株主持分が減少していることを表している。非支配株主持分の当期変動額は連結株主資本等変動計算書上の項目である。他方、貸方は子会社の当期純利益が減少することに伴う、非支配株主に帰属する利益の減少を表している。「非支配株主に帰属する当期純利益」は、連結損益計算書上、借方に表示される項目である。

3. 未実現利益消去の方法

連結上の未実現利益の消去は、連結純利益の適正な開示を行うのみでなく、棚卸資産評価を適正に行うという目的を持って行われる。すなわち、企業集団内部の取引によって生じた利益を企業集団の業績である連結純利益から除外し、また未実現利益によって増大した棚卸資産の金額を減額させることで、棚卸資産を取得原価（すなわち、企業集団外部からの仕入原価）によって表示するのである⁽⁴⁾。未実現利益の消去の方法には、一般的に次の3通りの方法があるとされる。例えば、わが国において連結財務諸表が制度化された当初の1976年に日本公認会計士協会より公表された連結財務諸表作成要領（p.42）では、次のよ

うに説明されている⁽⁵⁾(下線部は、論点の明確化と用語統一のため、引用者が加筆修正。以下同様)。

- A 法 未実現利益を全額消去し、かつ、その全額を親会社株主が負担する方法 (全額消去・親会社負担方式)
- B 法 未実現利益を全額消去し、親会社株主と非支配株主とがそれぞれ持分比率に応じて消去分を負担する方法 (全額消去・持分按分負担方式)
- C 法 親会社株主の持分比率に相当する金額だけを未実現利益として消去し、親会社株主がこの消去分を負担する方法 (部分消去・親会社負担方式)

これらの方法は、連結会社が棚卸資産販売において付加した利益のうち、全額を未実現利益と見るのか、親会社株主の持分比率に相当する部分だけを未実現と見るのかによって使い分けられる。A 法と B 法については、消去した未実現利益を誰に負担させるのかという観点から区別されている。そこで、処理結果の違いが顕著に表れるアップ・ストリーム取引の設例を用いて、各方法の処理結果を比較する。

【設例 1】 P 社は S 社の発行済株式の 80% を保有しており、同社を子会社としている。当期において S 社は原価 8,000 円で仕入れた商品を P 社に 10,000 円で現金販売した。P 社は S 社より仕入れた商品を決算日現在も保有している。なお、税効果は無視する。

【図表 2】 は A 法、B 法および C 法による【設例】の条件に基づく連結修正仕訳を示したものである。まず A 法では、①の親子会社間における取引高の相殺消去によって、子会社が計上した販売利益 2,000 円 (10,000 円 - 8,000 円) が消去される。さらに②によって、親会社の貸借

対照表上の棚卸資産に含まれる未実現利益が消去される。これら一連の修正仕訳によって連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益が2,000円減少し、その結果利益剰余金が減少するため、親会社株主が消去の影響を全額負担していることになる。

次にB法では、A法と同じ①と②の処理が行われることに加え、非支配株主持分へ負担させるための③の仕訳が行われる。負担額400円は、消去される未実現利益の金額2,000円に非支配株主の持分比率20%を乗じることで計算される。A法とは異なり、連結純利益が2,000円減額されたのち、そのうち非支配株主持分比率に相当する400円は、非支配株主に帰属する当期純利益から減額されるとともに、非支配株主持分から減額される。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は両者の差額である1,600円減少することになる。この金額は2,000円に親会社持分比率80%を乗じた金額に等しいので、未実現利益消去の影響は親会社の株主と非支配株主がそれぞれの持分比率に応じて負担していることになる。

上記2つの方法に対して、C法では親会社の持分比率である80%部分のみが未実現であるとして消去の対象となる。すなわち、子会社が計上している売上高のうち、80%分の8,000円のみが消去され、また親会社が保有する棚卸資産に含まれる利益についても、未実現利益全体の80%にあたる1,600円のみが消去される。結果として、親会社の株主の負担額も1,600円となる。なお、非支配株主の持分比率である20%部分については実現しているものとみなされる。したがって、消去されなかった売上2,000円に含まれる利益は、そのまま実現利益として連結損益計算書に計上されることとなる⁽⁶⁾。

【図表2】 各方法による処理結果の比較

〔A法〕 全額消去・親会社負担方式

①	(借) 売	上	10,000	(貸) 売	上	原 価	10,000
②	(借) 売	上	原 価	2,000	(貸) 棚	卸 資 産	2,000

〔B法〕 全額消去・持分按分負担方式

①	(借) 売	上	10,000	(貸) 売	上	原 価	10,000
②	(借) 売	上	原 価	2,000	(貸) 棚	卸 資 産	2,000
③	(借) 非支配株主持分		400	(貸) 非支配株主に帰属する			400
		当期変動額			当期純利益		

〔C法〕 部分消去・親会社負担方式

①	(借) 売	上	8,000	(貸) 売	上	原 価	8,000
②	(借) 売	上	原 価	1,600	(貸) 棚	卸 資 産	1,600

(出所：筆者作成)

連結上の未実現利益に関する一考察(小阪)

Ⅲ 未実現利益の消去方法の理論的根拠

前章では、未実現利益の消去に関する3つの方法を確認してきたが、これらの方法のいずれを用いるべきかについては、その選択のための理論的根拠が必要となる。伝統的には連結財務諸表の作成に関する基本的考え方、すなわち連結基礎概念に基づく議論がなされてきた⁽⁷⁾。他方で、連結基礎概念とは切り離して検討する試みもみられる。そこで本章では、各連結基礎概念と未実現利益の消去方法とを結びつける考え方や、かかる結びつきによらない考え方について整理する。

1. Baxter and Spinney (1975) による連結基礎概念と未実現利益の消去方法

Baxter and Spinney (1975) では、連結基礎概念として所有主概念 (proprietary concept)、親会社概念 (parent company concept)、拡張親会社概念 (parent company extension concept) および実体概念 (entity concept) の4つの考え方を挙げ、それらと連結手続の関連性が検討されている。

九三(三三七)

まず所有主概念では、企業集団の所有主である親会社株主の持分に重点が置かれ、非支配株主は企業集団の外部者とみなされる。このため子会社の財務諸表項目のうち、親会社の持分比率相当のみを連結の対象とする、いわゆる比例連結 (proportionate consolidation) が採用されることとなり、未実現利益の消去方法としてはC法が採用されることとなる (p.32)。次に、親会社概念は所有主概念の代替案的位置づけにある考え方であり、親会社の株主が子会社に対して有するのは不可分な持分であると考えられることから、比例連結ではなく子会社の財務諸表項目を総額で連結する全部連結 (full-line consolidation) が採用される。ただ、非支配株主が企業集団の外部者であるという位置づけは変わらず、未実現利益の消去方法としてはC法が採用される (pp.32-34)。子会社の財務諸表項目の総額を連結するか否かという点が、所有主概念との相違点といえよう。さらに拡張親会社概念は、親会社概念を基礎としつつも子会社の資産および負債はその公正価値で連結財務諸表に計上されるべきとの考えに立ち、子会社の資産評価や非支配株主持分の測定、未実現利益の消去については、後述する実体概念の処理を取り入れている。すなわち、消去方法としてはB法が採用されることとなる (p.34)。そして実体概念では、会計の記録や測定が企業集団の観点から行われ、親会社の株主と非支配株主とが区別されることなく、企業集団に対する出資者として位置付けられる。したがって未実現利益の全額を消去し、親会社と非支配株主の持分比率に応じて負担が行われるB法が採用されることとなる (【図表3】)。

【図表3】 Baxter and Spinney (1975) の連結基礎概念と未実現利益の消去方法

基礎概念の種類	所有主概念	親会社概念	拡張親会社概念	実体概念
未実現利益の消去方法	C法 (比例連結が前提)	C法 (全部連結が前提)	B法	B法

(出所：筆者作成)

2. FASB (1991) による連結基礎概念と未実現利益の消去方法

会計基準設定主体が連結基礎概念を整理した文献として FASB(1991) が挙げられる。FASB (1991) における連結基礎概念は、経済的単一体概念 (economic unit concept)、親会社概念 (parent company concept)、比例連結概念 (proportionate consolidation concept) の3つとして整理されている。

まず経済的単一体概念では、単一のマネジメントによる全体の支配が強調され、親会社および子会社からなる単一体として操業される集団の情報提供が重視される (par.63)。すなわち親会社株主だけでなく企業集団に対するすべての出資者が同列に位置づけられることとなる。この考え方は前述の Baxter and Spinney (1975) における実体概念と同様であり、未実現利益の消去方法としても B 法が採用される (par.74)。次に親会社概念は、親会社株主の持分のみを強調する考え方であり、連結財務諸表に親会社の株主持分を反映することを重視する (par.64)。したがって、親会社株主のみが企業集団における出資者として位置づけられ、非支配株主は企業集団の外部者であるとみなされる。親会社概念では、連結会社間取引によって生じた売上利益のうち親会社株主に帰属する部分のみが未実現とみなされ、消去の対象とされる。すなわち、C 法が採用されることとなり、Baxter and Spinney (1975) における親会社概念と同様の考え方であるといえる。ただ、ダウン・ストリーム取引が行われた場合には、親会社が付加した利益の全額を消去し、親会社の株主がすべて負担すべきとするのが多数説であるとされており (par.78)、この場合には A 法が採られることとなる。そして比例連結概念では、子会社のすべての財務諸表項目について、親会社株主が持分を有する部分のみを連結財務諸表に含めることとなる。すなわち、非支配株主に帰属する部分については連結財務諸表から除外されることとなる (pars.114-115)。このような取扱いは Baxter and Spinney (1975) における所有主概念の考え方と整合的であるといえ、未実現利益の消去方法についても、C 法が採用されることとなる

(pars.355 and 362)。【図表 4】は FASB (1991) による整理をまとめたものだが、【図表 3】との対応関係が明らかになるように配置している。

【図表 4】 FASB (1991) の連結基礎概念と未実現利益の消去方法

基礎概念の種類	比例連結概念	親会社概念	経済的単一体概念
未実現利益の 消去方法	C 法 (比例連結が前提)	C 法 (全部連結が前提)	B 法

(出所：筆者作成)

3. 川本 (2002) による未実現利益の消去方法の検討

上述のように、連結上の未実現利益の消去については、伝統的には連結基礎概念の観点から A 法、B 法および C 法のいずれが採られるべきかという検討が行われてきたといえよう。そこには、連結基礎概念が未実現利益の範囲と消去額の負担関係を規定するという暗黙の前提が置かれている。すなわち、親会社の株主に加えて、子会社の非支配株主を出資者 (内部者) と位置づけるか否かによって、利益の実現する範囲を画定しようとするのである。

これに対して、川本 (2002) ではそのような連結基礎概念と未実現利益の消去方法を結び付けようとするのは「ひとつの予断であろう」(p.50) として、疑問を呈している⁽⁸⁾。その上で、連結上の販売利益の実現について、実現主義を用いた認識のタイミングと投下資金の回収に着目した実現利益の範囲の検討を行っている。川本 (2002) の検討内容 (pp.47-61) は、おおむね次のとおりである。

まず、「連結グループを構成する企業間で財が取引された場合、最終的にグループ外部に売却されるまで利益の実現を認めないのが、連結決算の基本的な立場である。それは、企業が商品等の棚卸資産を外部に売却して現金その他の対価を受け入れた時に、はじめて資本の増加を認識するという、実現主義のもっとも一般的な理解に合致する」とされる (p.47)。連結財務諸表は企業集団の財務諸表であることから、個別企業の収益認識ルールである実現主義を企業集団にあてはめれば、

「外部」とは「企業集団外部」を意味することとなる。前述の連結基礎概念と結びつけた未実現利益の消去方法の検討では、非支配株主を外部者と位置づけるか否かが論点となっていたが、これも実現について同様の考え方に立っているからこそその議論といえよう。したがって、このような「一般的な理解」に立てば、連結上の販売利益の実現時点は、基本的に親（または子）会社から棚卸資産を購入した子（または親）会社が、集団外部の取引先等に棚卸資産を販売した時点と整理することができる⁽⁹⁾。

他方、「もともと売却をもって利益の実現とみなすのは、ひとつには売却によって特定の資産に投下された資金の回収が確実にとなると考えられるから」(p.52)であるという考えに立てば、連結会社間の棚卸資産売買によって生じた利益はすべてが未実現となるわけではない。例えば、ダウン・ストリーム取引の場合、販売元の親会社の株主の観点からすると、販売価格に非支配株主持分比率を乗じた金額については、余剰を伴って回収できた（実現した）と理解することができる(p.53)。この場合、売上利益のうち親会社持分比率を乗じた部分だけが未実現と理解されることになるから、C法が選択されればよいということになる。他方、アップ・ストリーム取引では、販売元の子会社の株主は親会社（の株主）と非支配株主ということになる。非支配株主の視点に立てば、販売価格に非支配株主持分比率を乗じた金額については、余剰をもって回収できたと考えられる。他方、親会社株主の観点からは、親会社が販売を行わない限り投下資金は回収できない(p.54)。したがって、子会社が計上した売上利益のうち、親会社持分比率を乗じた部分だけが未実現と理解されることになるから、ダウン・ストリーム取引と同様、C法が選択されればよいということになる。

IV 日本基準における未実現利益消去方法と企業会計基準公開草案第 61 号の影響

前章までの整理を前提として、本章では現行の日本基準における未実現利益の消去方法に関する規定を確認するとともに、収益認識の基本的考え方との整合性を検討する。その後、新たに提案された企業会計基準公開草案第 61 号による影響を検討する。

1. 企業会計基準第 22 号における未実現利益の消去方法

連結財務諸表の作成手続を定める企業会計基準第 22 号では、未実現利益の消去について次のように規定されている。

まず、ダウン・ストリーム取引およびアップ・ストリーム取引ともに「連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産…に含まれる未実現利益は、その全額を消去する」(par.36)とされており、さらにアップ・ストリーム取引については「売手側の子会社に非支配株主が存在する場合には、未実現利益は、親会社と非支配株主の持分比率に応じて、親会社の持分と非支配株主持分に配分する」(par.38)こととされる。以上から、現行の日本基準においては、ダウン・ストリーム取引の場合には A 法が、またアップ・ストリーム取引の場合には B 法が採用されていることがわかる⁽¹⁰⁾。現行の日本基準では親会社概念を採用しているとの立場が示されているが(企業会計基準第 22 号、par.51)、ダウン・ストリーム取引とアップ・ストリーム取引とで消去方法を区別するのは、FASB (1991)における親会社概念と整合的な取扱いといえる。しかし、「実現」という考え方に照らした場合には、川本(2002)が指摘するように、A 法や B 法ではなく、C 法を採用すべきとなるはずである。この点、企業会計基準第 22 号においては「実現」の定義が明示されていないため、「未実現」についてもその範囲が明らかにされないままに、消去方法が規定されている状態にある。

2. 日本基準における「実現」と「未実現」

そこで、他の基準に示されている「実現」の定義を参照すべきと考えられるが、企業会計原則では売上による収益認識について、「…実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る」としている（第二、三、B）。加えて、一般的には収益実現のためには商品等の給付とともに、対価としての貨幣性資産の受領という2つの要件が満たされる必要があると理解されている⁽¹¹⁾。一般的にこれらの要件が充足されるのは販売時点と考えられるが、単純に販売取引があればよいということであれば、連結会社間で棚卸資産の売買が行われれば、実現の要件を満たすことになるため、未実現な利益もないということになってしまう。連結上の「実現」と「未実現」を峻別するためには追加的な要件が必要となるが、この点について一定の示唆を与えているのが企業会計原則注解における内部利益の除去に関する規定である。企業会計原則（注11）によれば、「内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう」とされる。報告単位である個別企業の内部において、本支店のように会計単位を区別している場合には、それぞれの会計単位の帳簿記録を合算する形で、財務諸表を作成する必要がある。このとき、会計単位間で行われた棚卸資産の移転に際して利益が付加されていた場合、報告単位である企業の「内部」で行われた取引から生じた利益は「未実現」として位置づけられている。このことから、日本基準における「実現」には、報告単位の外部への棚卸資産等の給付とそれに伴う貨幣性資産の受領が必要ということになるだろう。結局のところ、川本（2002）が示した「実現主義のもっとも一般的な理解」（p.47）は現行の日本基準においても同じように理解できるといえる。ゆえに、この実現に対する理解を連結財務諸表にあてはめれば、報告単位は親会社および子会社から成る企業集団となり、連結会社間で行われた棚卸資産売買は、あたかも本支店間で行われた取引と同じように、企業集団の内部で行われた取引

と考えられることから、そこから生じた利益も未実現であると結論することになる。

以上から、企業会計基準第 22 号では、連結会社間で行われた棚卸資産売買から生じた利益は、売手が親会社であろうと（ダウン・ストリーム取引）、子会社であろうと（アップ・ストリーム取引）、報告単位である企業集団の内部における取引から生じた利益は一様に未実現であるとして、全額を消去する方法を採用しているものと理解することができる。

いずれにせよ、現行の日本基準においては、伝統的な収益認識基準である実現主義の考え方を企業集団にあてはめることで、連結会社間での棚卸資産売買から生じた未実現な利益を連結上の損益計算から除外しようとしている。この背後には、根底にある収益認識の考え方が変われば、連結上の利益消去のための手続きも変わりうるという可能性が存在する。

3. 企業会計基準公開草案第 61 号で示された収益認識基準の影響

冒頭でも触れた通り、2017 年 7 月に企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第 61 号が公表された。企業会計基準公開草案第 61 号では、収益認識に関する包括的な会計基準の開発によって国際的な比較可能性を高めることを目的の 1 つとして、IFRS15 の定めを基本的にすべて取り入れている（par.92）。すなわち、収益認識の基本原則は「…約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行うことである」とされる（par.13）。具体的には、次の 5 つのステップによって収益認識が行われる（par.14）。

- ① 顧客との契約を識別する。顧客と合意し、かつ、所定の要件を満たす契約が対象となる。
- ② 契約における履行義務を識別する。契約において顧客への移転を約束した財またはサービスが所定の要件を満たす場合には、

それが別個の財またはサービスであるとして、当該移転の約束を履行義務として識別する。

- ③ 取引価格を算定する。変動対価または現金以外の対価の存在を考慮し、金利相当分の影響および顧客に支払われる対価について調整を行い、取引価格を算定する。
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する。契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格を直接観察できない場合には、見積る。
- ⑤ 履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足したときまたは充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。履行義務には一定の期間にわたり充足されるものと一時点で充足されるものがある。

以上のように、企業会計基準公開草案第 61 号で提案されている（すなわち IFRS15 で採用されている）収益認識の方法は、顧客との契約によって生じた義務の履行に着目している。企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」では、5つのステップを理解するための具体例として、商品の販売と保守サービスの提供という事例を用いた設例が示されているため（I、[設例 1]）、本節では【設例 2】を用いてその内容を要約しつつ、実現主義に基づく収益認識との違いについて検討する。

【設例 2】 前提条件

- (1) 当期首に、A 社は B 社（顧客）と、標準的な商品 X の販売と 2 年間の保守サービスを提供する 1 つの契約を締結した。
- (2) A 社は、当期首に商品 X を B 社に引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う。

(3) 契約書に記載された対価の額は12,000千円である。

まずステップ1では、顧客であるB社との契約が識別され、ステップ2では商品Xの引渡と保守サービスの提供という履行義務が識別されることとなる。次にステップ3では、契約書に記載された対価額12,000千円が取引価格として算定されることになる。ステップ4では商品Xと保守サービスの独立販売価格に基づいて、取引価格を配分することとなる。前提条件としては示されていないが、企業会計基準適用指針公開草案第61号（I、[設例1]、2、(1)）においては、「商品Xの取引価格は10,000千円、保守サービスの取引価格は2,000千円とする」とされている。実際には、このように配分する基礎となる独立販売価格の観察または見積りが必要となろう。そしてステップ5では、履行義務の性質に基づく収益認識が行われる。すなわち、商品Xの引渡義務は一時点で充足されるものとして引渡時に10,000千円の収益が認識され、保守サービスは2年間という一定の期間にわたって充足されるものとして、当期1年間では2,000千円のうち半分の1,000千円が認識されることとなる。

他方、実現主義ではどのように収益認識が行われるであろうか。本章2節で検討したとおり、現行の日本基準における実現主義は、伝統的な実現主義に対する一般的理解と同じように、報告単位外部への棚卸資産の給付とそれに伴う貨幣性資産の受領を、収益の認識要件とする。【設例2】の条件であれば、当期首にA社からB社に対して商品Xが提供された時点で、契約書に記載された12,000千円全額が認識されることとなる⁽¹²⁾。

収益認識に関する会計基準が確定基準となり、現行の日本基準における収益認識とは異なる収益認識方法が採用される、言い換えれば、収益認識基準としての実現主義が放棄されるのであれば、連結財務諸表作成上の手続きである「未実現」利益の消去についても、影響が生じるはずである。特に、新たな収益認識方法では「契約」や「履行義

務の充足」といった取引の法的側面に着目した記述が多くみられる。法的に見れば、連結会社による棚卸資産販売も、企業集団外部の顧客に対する販売と変わるところはないはずであり、親（または子）会社が子（または親）会社に対する棚卸資産の引渡義務を履行すれば、認識の要件は充足できる。すなわち、連結会社間で行われた棚卸資産販売によって生じた利益は、すべて消去しなくてよいということになる。ただ、そのような議論はいささか乱暴であり、やはり企業集団の観点に置き換えて、履行義務に着目したアプローチを検討すべきであろうとも思える。例えば、製品を製造する親会社から販売子会社に製品が販売され、当該子会社が集団外部の顧客への販売および保守などのアフターサービスを提供するケースを考えてみよう。企業集団の観点からすれば、子会社がどの程度履行義務を充足するのかによって、企業集団として認識すべき収益の範囲が決定されることとなるが、この時、親会社が付加した利益についてはどのように消去すべきであろうか。考えられる方法としては、親会社から子会社へ販売が行われた時点（子会社が手許に製品を保有している状況）では、親会社が付加した利益の全額を消去しておき、子会社が顧客に販売した時点で親会社が付加した利益の全額を認識するというやり方が妥当であろう。親会社が権利を得ると見込む対価の額は、子会社に販売した際の製品の本体価格のみであろうから、集団外部の顧客への引渡が済んだ段階で、親会社が履行すべき義務が履行されたものとみなすべきと考えられるためである。仮に、この取引がアップ・ストリーム取引であった場合にも、同じように考えることができよう。子会社が履行すべき義務は、親会社と非支配株主の持分比率によって分割し、その一部が部分的に履行されたものとみなせるような性質のものではないからである。このように考えれば、新たな収益認識基準の下でも、引き続きダウン・ストリーム取引にはA法を用い、アップ・ストリーム取引にはB法を用いるべきと考えることもできる。

しかし、そもそも法的形式にとらわれずに経済的な実態を開示する

観点から、構成企業同士の経済的結びつきを前提に作成される連結財務諸表にとって、履行義務の充足といった法的側面を重視するアプローチを取り込むことは、妥当な方法といえるのであろうか。前述のとおり、履行義務の充足という点に着目すれば、親子会社間での取引の際に履行された義務については、収益の認識基準を満たしていることになる以上、消去を支持する別の根拠が必要となろう。

V むすびにかえて

以上、本稿では、連結財務諸表の作成にあたって、親子会社間で行われる棚卸資産売買から生じる利益の消去方法について検討してきた。企業集団の内部において行われた取引より生じた利益は、報告単位の外部への棚卸資産の給付という実現主義の要件を充足しないことから、「未実現利益」であるとして消去が求められた。川本（2002）では、投下された資金の回収という観点から、連結上の利益の実現性に検討を加えていたが、やはり実現主義については同様の理解に立っていた。これに対して、今般企業会計基準公開草案第61号によって採用されようとしている収益認識は、顧客との契約によって生じた履行義務の充足を基礎とする。実現主義とは異なる収益認識基準が採用されれば、連結会社間の取引によって生じた利益が「未実現」であったとしても、もはやそれは消去する理由にならないであろう。報告単位である企業集団の観点から見て、「履行義務を充足してない」と認められれば、消去の必要性も生じる。しかし、履行義務の充足という取引の法的側面を重視するアプローチは、経済的実体としての報告単位、すなわち企業集団の財務報告を目的とした連結財務諸表には、必ずしもなじまないように思われる。企業集団の観点から履行義務の充足を検討し、利益の消去方法を検討することは可能であろうが、前提としてそのような検討をすること自体が妥当であるかを議論する必要がある。

ちなみに、すでにIFRS15によって新しい収益認識基準を採用して

いる IFRS では、IFRS10「連結財務諸表」において、「棚卸資産…のような資産に認識された集団内の取引の結果として生じた利益は、全て消去する」(par.B86, (c)) とされている。IFRS では、A 法または B 法の採用を想定しているものと理解できるが⁽¹³⁾、IFRS15 の発効以前から採用されている取扱いから変更がないため、新たな収益認識基準と整合的な取扱いであるかについては明らかでないようにも思える(むしろ本稿での検討内容に照らせば整合的ではないと考えられよう)。しかし、IFRS15 (par.5, (c)) では、IFRS10 の範囲に含まれる契約上の権利または義務には適用されないという姿勢が明示されていることから、連結会社間取引において連結会社が付加した利益の消去とその後の認識については、IFRS15 によらない (IFRS15 発効前の) 基準によることができるとも解釈できる。ただ、この場合には、販売元の連結会社と、集団外部の顧客に販売を行う連結会社とで、異なる収益認識準が採用されることになるという問題が生じる。他方、企業会計基準公開草案第 61 号では、連結会社間取引によって生じた権利や義務が対象範囲から除かれていない (par.3)。また、「対価と交換に企業の通常の営業活動より生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」(par.5) という顧客の定義をみても、連結会社間取引における販売先の親会社または子会社を除外するような内容ではない。したがって、このまま公開草案が確定基準となれば、日本基準では連結会社間で生じる「未実現」の利益についても、新しい収益認識に関する会計基準の考えに従って、消去の是非を再考する必要性が生じることとなる。

確かに、収益認識に関する包括的な会計基準を、国際的なそれと整合的になるように開発すれば、比較可能性は高まるかもしれない。しかし、伝統的な概念として整備されてきた実現主義を放棄することによる影響は十分に検討されていないように思われる。言うまでもなく、国際的なコンバージェンスを達成すべく IFRS と整合的な処理を採用する際には、それが現行の日本基準の体系に及ぼす影響についても十

分に考慮されなければならない。

以上

- (1) 近年では、投資のリスクからの解放と呼ばれる概念によって収益認識が説明されることもあるが、企業会計基準委員会（2006、chap.4、par.58）にもあるように、実現とリスクからの解放とは重複する部分もある類似の考え方である。本稿の焦点は両者の厳密な意味での相違点にはなく、両者を同じ考えとみても本稿の趣旨には変わりがないため、以下では実現主義による収益認識を前提として議論を進めることとする。
- (2) 棚卸資産売買からは損失が生じる可能性もあるため、厳密には未実現損益と表記すべきだが、本稿の焦点は主として収益認識にあるため、未実現利益に限定して検討を進める。
- (3) この仕訳では、現行の日本基準の表示規定を前提とした財務諸表項目名を用いている。現行の企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」では、連結上の当期純利益が「親会社株主に帰属する当期純利益」と「非支配株主に帰属する当期純利益」に分割されて表示される（par.39）。
- (4) 川本（2002）では、未実現利益の消去について、「…売却前の資産の評価額が取得原価に据え置かれることによって、その資産に関する評価益は年度利益から除かれることになる」（p.47）と述べている。
- (5) 連結財務諸表作成要領以外にも、前掲した川本（2002、pp.48-49）や伊藤（1998、pp.104-105）など、3通りの方法を取り上げている文献は多い。いずれも表現に若干の差異はあるものの、3つの方法の内容については差異はないため、本稿では連結財務諸表作成要領の記述を用いている。
- (6) 非支配株主持分比率に相当する部分については、そもそも連結の対象とすべきでないとする考え方もある（比例連結）が、本設例では、子会社の財務諸表項目の総額を連結の対象とする、全部連結を前提としている。
- (7) 連結基礎概念について詳細に整理している先行研究としては、高須（1996）、山地（2000）、川本（2002）などが挙げられる。
- (8) また、ダウン・ストリーム取引では親会社の帳簿に未実現利益が記録されているため、A法が採用されるべきとの考えがFASB（1991）で示された点について、連結基礎概念によらず未実現利益の記録場所によって消去方法を規定しようとするのも、やはり「予断であろう」と指摘している（川本、2002、p.50）。
- (9) ただし、川本（2002）では、連結基礎概念の議論にみられるような、子会社への販売を子会社の株主（親会社株主および非支配株主）との間で行われた取引であるかのようにみなす姿勢について、「一種の資本取引として処理を考える必要が出てくるように思われる」（p.52）としている。

- (10) この取扱いは、現行基準の前身である連結財務諸表原則が1997年に改訂されたときから引き続き採用されているが、その改訂以前の実務ではアップ・ストリーム取引についてはA法、B法およびC法のそれぞれの処理が採用されており、企業ごとに区々の取扱いとなっていたようである（企業会計基準第22号、par.68）。
- (11) 企業会計基準委員会（2006、chap.4、par.58）によれば、「…最も狭義に解した『実現した成果』は、売却という事実に基づけられた成果、すなわち非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実に基づけられた成果として意味づけられることが多い」とされる。
- (12) 収益認識に関する包括的な基準の開発に先立って、論点の整理と意見の募集を行った企業会計基準委員会（2016）では、【設例2】のように棚卸資産販売と保守サービスの提供が一体となったような取引について、「日本基準では、取引の会計処理単位への分割に関する一般的な定めはない」としている（par.41）。この点からも、契約書に記載の12,000千円をまとめて実現収益として認識することになるものと考えられよう。
- (13) トーマツ（2014、p.574）では、IFRS10は「いずれの処理がより適切かについて明示しておらず、実務上はいずれのアプローチも一般に採用されている」としている。

【参考文献】

- Baxter, G.C. and Spinney, J.C. (1975) A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory, *CA Magazine*, Vol.106, No.1, pp.31-36.
- FASB (1991) Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, FASB.
- IASB (2014a) International Financial Reporting Standard 10, *Consolidated Financial Statements*, IASB.
- IASB (2014b) International Financial Reporting Standard 15, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- Moonitz.M (1951) *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, 片野一郎監訳・白鳥庄之助訳注（1964）『ムーニッツ 連結財務諸表論』同文館。
- 伊藤正彦（1998）「第7章親子会社間の会計処理の統一、未実現損益の消去および表示関係等」森田哲彌・白鳥庄之助編著『連結財務諸表原則詳解』中央経済社。
- 川本淳（2002）『連結会計基準論』森山書店。
- 企業会計基準委員会（2006）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2013）企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。

- 企業会計基準委員会（2016）『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2017a）企業会計基準公開草案第 61 号『収益認識に関する会計基準（案）』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2017b）企業会計基準適用指針公開草案第 61 号『収益認識に関する会計基準の適用指針（案）』企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会（1982）『企業会計原則・同注解』企業会計審議会。
- 企業会計審議会（1997a）『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』企業会計審議会。
- 企業会計審議会（1997b）『連結財務諸表原則・同注解』企業会計審議会。
- 高須教夫（1996）『連結会計論』森山書店。
- 日本公認会計士協会（1976）『連結財務諸表作成要領』日本公認会計士協会。
- 山地範明（2000）『連結会計の生成と発展〔増補改訂版〕』中央経済社。
- 有限責任監査法人トーマツ（2014）『国際財務報告基準（IFRS）詳説 iGAAP2014 第 2 巻』レクシスネクシス・ジャパン。